

第二十九回

大津町農業委員会

令和七年十一月十日

第29回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月10日（月） 9:33から10:35

2. 場 所 大津町役場 3階 会議室302AB

3. 出席農業委員（10人）

1番 古庄 廣継	2番 東 一夫	3番 西村 千香
4番 藤本 勝昭	5番 宮崎 京子	6番 宮崎 恵美
8番 岩本 勝	10番 大村 礼美	11番 荒木 博文
12番 津田 恵美		

出席農地利用最適化農業委員（7人）

2番 中尾 信幸	6番 吉山 一豊	7番 鍋島 定照
8番 荒木 幸一	9番 石原 龍二	11番 和田 勇一郎
13番 池田 直美		

4. 欠席農業委員（2人） 7番 府内 公生 9番 今村 太
欠席推進委員（2人） 4番 竹中 繁継 10番 西本 和重

5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
日程第7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について
日程第8	議案第5号 非農地証明願の決定について
日程第9	議案第6号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤 孝浩 事務局次長 府内 優也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和7年11月10日 第29回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻を過ぎましたが、皆さんお揃いになりましたので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和7年11月、第29回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶あり

事務局 ありがとうございました。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員の過半が出席されておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長にお願いします。

会長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。6番 宮崎 恵美委員と
7番 府内 公生委員にお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。11月の第29回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。11月の第29回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。議案書は1Pをお願いします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の

要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

定例総会において、調査書の第2項第1号から第6号により判断しております。

3条の1、調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内にある農地1筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。栗の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

また、申請地の売買について、今まで借りていた人は承知しているのか事務局で確認しましたところ、譲渡人から話をしている旨の確認が取れましたので、報告します。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

申請の内容は、大津地内の畠1筆、578m²について売買による所有権の移転を行うものです。

譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特段意見はございません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありますか。

大村委員 謙受人の方はあまり管理をしていない方なので、農地が荒れる可能性があります。そうなった場合、忠告等したほうが良いと考えます。

事務局 委員の皆様が農地巡回された時に荒れている農地が確認されたら、事務局に報告いただくようお願いします。事務局で現地を確認した後、文書で注意喚起をしていきたいと思います。

会長 他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字灰塚地内にある農地2筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。野菜、果物の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
また、謙受人が町外在住かつ高齢なため、適正な管理をする意思はあるのか事務局で確認したところ、謙受人から自身がしっかりと管理していくと回答を受けましたので、報告します。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、灰塚地区ですので、岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字灰塚地内の農地です。
申請の内容は、灰塚地内の田1筆255m²と、畑1筆528m²について売買による所有権の移転を行うものです。
謙受人は兼業農家です。今回、謙渡人と謙受人双方で売買の話がまとまりましたため申請に至りました。農業機械等は、所有する耕運機などを使用することとなっています。これまでも申請地で作付けをしていたため、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
灰塚地区担当は西本推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 西本委員より「特に意見はありません」と連絡が跟っております。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5P～6P及び配布しています
カラー紙をお願いいたします。
申請地は大字岩坂地内にある農地1筆です。
申請理由は、贈与による所有権の移転です。飼料の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
また、申請地は現在耕作放棄地となっており、許可後に伐根等を行い、農地として復旧・使用していくこととなっています。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので、
荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字岩坂地内の農地です。
申請の内容は、岩坂地内の畠1筆817m²について贈与による所有権の移転
を行うものです。

譲受人は農業法人です。今回、譲渡人と譲受人双方で贈与の話がまとまりましたため申請に至りました。農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。
岩坂地区担当は中尾推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の4、調査書は4P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。
申請地は大字森地内にある農地1筆です。
申請理由は、贈与による所有権の移転です。人参の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、森地区ですので、藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字森地内の農地です。
申請の内容は、森地内の田1筆450m²について贈与による所有権の移転

を行うものです。

譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で贈与の話がまとまりたため申請に至りました。農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

森地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 森にバイパスが通る関係で、残地として残った細長い申請地を譲り受けて耕作すると聞いております。譲渡人、譲受人ともに異議はないところで進めています。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の4、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。議案書は2Pをお願いいたします。今回5件の申請がなされております。

5条の1 意見書(案)は5P、申請地見取図は9P~10Pをお願いいたします。

申請地は大字古城地内の農地です。

1の転用目的は避難所及び集会所への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農

地」で、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果についてですが、府内委員が本日欠席となっておりますので、現地を確認した荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字古城地内で、高尾野工業団地の北約1kmの所に位置する農地です。

申請内容は避難所及び集会所です。

古城地区の避難所及び集会所として、土砂災害区域等に指定されていない、確保できる土地を選定したところ、申請地が条件に合致したため、今回の申請となりました。

申請地が避難所及び集会所になることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 農業委員の説明が終わりました。

古城地区担当は池田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 何もありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 避難所及び集会所への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書（案）は6P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字室地内で、大津警察署の北約350mに位置する農地です。

申請の内容は、共同住宅です。主要道路や工業団地が近く、住環境に適した土地であることから、今回の申請となりました。

申請地の隣接農地は譲渡人所有であり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 室地区では入居者がいない共同住宅が増えておりますが、特に意見ありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

5条の2、共同住宅への転用による所有権の移転については、原案のとおり可

決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書（案）は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅用地への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字大津地内で、大津北中学校の南東約350mに位置する農地です。

申請の内容は、共同住宅用地です。交通の利便性や周辺環境が良く、共同住宅の建設に適した土地であることから、今回の申請となりました。

申請地の隣接農地の所有者には説明を行っていることから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

大津地区担当は荒木推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特段の意見はございません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、共同住宅用地への転用による所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書（案）は8P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は宅地分譲で、所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域及び第1種住居地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、古庄委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字引水地内で、大津小学校から東約500mに位置する農地です。

申請の内容は、宅地分譲です。交通の利便性や住環境が良く、居住地としての立地条件を満たしていることから、今回の申請となりました。

隣接農地所有者にも説明をしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、

ご質問等はありませんか。

岩本委員 申請地の西側には畜舎が立っています。後から居住された方が畜舎の臭いを保健所などに通報するといったことが考えられます。土地を購入される際に、近くに畜舎があることを承知のうえで土地を買う旨の同意を取るなど、農業委員会にそういう権限はないものの、対応は必要ではないかと懸念しています。このような状況にあることを委員の皆様にも知っていただこうと思い発言しました。

事務局 現地調査時にも委員から意見を聞いておりました。調整池を畜舎の隣に配置するなど配慮はしてもらっていますが、どうしても畜舎に隣接する箇所はありますので、開発事業者から土地購入者にしっかり説明するよう、事務局としても意見していこうと考えております。

西村委員 申請地一帯の畠をすべて開発するという認識でよろしいですか。

事務局 農地ではない山林等も一体的に開発する予定となっています。

西村委員 農地所有者に一件一件用地交渉されて今回申請されているのですか。

事務局 譲渡人と譲受人で売買の話は済んでいます申請をいただいています。

会長 他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、宅地分譲への転用による所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 意見書(案)は9P、申請地見取図は17P~18Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1の転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、所有権の移転です。

農地の区分は、水管、下水道管が埋設してある沿道申請地の、概ね 500m以内に 2 つ以上の公共施設があることから第 3 種農地に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので、藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字陣内地内で、陣内幼稚園の東約 100m に位置する農地です。申請の内容は、特定建築条件付売買予定地です。学校や主要道路が近く、若い世代からの需要が見込まれることから、今回の申請となりました。

周辺に農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後的小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

陣内地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、拳手をお願いします。

(全員拳手)

全員賛成と認めます。

5 条の 5、特定建築条件付売買予定地への転用による所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第 6、議案第 3 号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

国の法改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・1本化されたところです。

これに先駆けて、昨年11月から議案の記載方法を変更しております。

令和7年4月以降は、基盤強化法による利用権設定も、基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買(公社売買)となります。

それでは、議案第3号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権)の意見についてご説明します。

議案書は4P～8Pとなります。

今月の申請は13件で、全て一括方式となります。2-1及び2-2に関しては期間借地となっています。申出書面積の合計は123,491m²(約12町3反)です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定の基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。

時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

(約3分後)

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画(案)について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第3号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権)については、これを決定し、中間管理機構へ計

画書作成を要請することとします。

続きまして日程第7、議案第4号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見についてご説明申し上げます。議案書は9Pとなります。

令和7年4月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができるよう、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は1件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、3,249m²、対価の合計は3,313,980円です。

譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・質問なし）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）については、原案どおり承認・決定とし
公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程第8 議案第5号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は10P、申請地見取図は19P及び配布しておりますA4用紙をお願いいたします。

議案第5号、非農地証明願についてご説明申し上げます。今回1件の非農地証明願が申請されております。

非農地とは、土地登記簿上の地目が農地で、その現況が農地以外の地目となっているものであり、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができる土地です。

この非農地証明は、法的根拠があるものではなく、農地法の適正な運用を図るために各市町村の農業委員会が行政サービスの一環として行っているもので、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準に基づき、総会の議決により判断することとされており、3つの基準が示されています。

1つ目は、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地

2つ目は、所有者・耕作者の責任に帰さない災害その他特別の事由により非農地となり、復旧が著しく困難と認められる土地

3つ目は、荒廃農地のうち、農地としての利用には一定水準の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備等の事業が計画されていない土地

以上を踏まえまして、申請1番についてご説明いたします。

申請人・対象農地につきましては議案書に記載のとおりです。申請地は山林化していることから証明願いが提出されました。

申請地は吹田団地の東約200mに位置する、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地ですが、農地としては利用困難な農地状況であることを現地調査で確認しています。

A4用紙をご確認ください。こちらは、国土地理院の地図・空中写真閲覧サービスシステムより昭和22年11月1日に撮影されたものを印刷したものです。農地法の施行が昭和27年10月20日なので、それ以前には既に山林となっていることが確認できます。

以上のことから、熊本県非農地証明処理事務要領の処理基準の1つ目である「昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地」に該当し、申請地を非農地であると証明するものです。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 事務局の説明、確認が終わりました。
大林地区担当は竹中推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預

かっていますか。

事務局 竹中委員より「特に意見はありません」と連絡が跟っております。

会長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「非農地判断」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、非農地申請1について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号、非農地証明願1につきましては、原案どおり承認・決定といたします。

続きまして日程第9 議案第6号を上程いたします。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)

お手元に配布しております「R 7. 11. 10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- ・12月の現地調査及び小委員会予定について
(案はR 7. 12. 3 (水) 午前9時00分～ 2階 町民協同ルーム)
- ・12月の定例総会予定について
(案はR 7. 12. 10 (水) 午前9時30分～ 3階 会議室302AB)
- ・毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について (お願い)
- ・地域計画変更について

会長 他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者にお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和7年11月の第29回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和7年11月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議長 津田恵美

議事録署名委員 府内公生

宮崎恵美

議事録署名委員